

令和7年第3回足寄町議会臨時会議事録（第1号）  
令和7年5月9日（金曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵	君	2番	井	脇	昌	美	君		
3番	榎	原	深	雪	君	4番	矢	野	利恵子	君	
5番	田	利	正	文	君	6番	高	橋	健	一	君
7番	木	村	明	雄	君	8番	細	川	勉	君	
9番	川	上	修	一	君	10番	進	藤	晴	子	君
11番	多治見	亮	一	君	12番	二	川		靖	君	
13番	高	橋	秀	樹	君						

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長 渡辺俊一君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副	町	長	丸	山	晃	徳	君		
総	務	課	長	佐々木	康	仁	君		
住	民	・	出納課	長	金	澤	眞	澄	君
国民健康保険病院事務長					原	田	慎	一	君
消	防	課	長	大竹口	孝	幸	君		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	角	野	慎	一	君		
事	務	局	次	長	飯	野	真	有	君	
総	務	担	当	主	査	遠	藤	浩	一	君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定< P 4 >
- 日程第 3 常任委員の選任< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 4 議会運営委員の選任< P 5 >
- 日程第 5 報告承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例の一部を改正する条例）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 6 報告第6号 専決処分の報告について〔令和6年度足寄町一般会計補正予算（第18号）〕< P 7 ~ P 8 >
- 日程第 7 議案第62号 消防ポンプ自動車CD-I型（芽登1号）購入売買契約について< P 8 >
- 日程第 8 議案第63号 足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例< P 8 ~ P 9 >
- 日程第 9 議案第64号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例< P 9 ~ P 17 >
- 日程第10 議案第65号 令和7年度足寄町一般会計補正予算（第1号）< P 17 ~ P 19 >
- 日程第11 議案第66号 令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）< P 19 ~ P 20 >

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

ただいまから令和7年第3回足寄町議会臨時会を開催いたします。

### ◎ 町長挨拶

○議長（高橋秀樹君） 町長 渡辺俊一君から招集の挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議長のお許しを頂きましたので、令和7年第3回臨時会の招集にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和7年度、新年度が始まりまして約1か月が経過したということであります。4月1日付で機構改革、人事異動を行ったところであります。今日も新しい課長さんたちが並んでおりまして、新しい顔ぶれでまた1年間頑張りますので、よろしくお願いいたします。

20年ぶりの機構改革と、あわせて人事異動があったということで、最初は戸惑うことでも多かったのかなというふうに思っておりますけども、約1か月が経過して、町民の皆さんも、また職員も、少しずつ新しい組織・機構、職場に慣れつつあるのかなと考えております。今のところ大きな問題もなく経過しているものと考えておりますけども、何か気になることがございましたら、またいろいろと教えていただければありがたいなと思っているところでございます。

今後においてもさらに少子高齢化や、人口減少が進み、職員の確保が一層厳しくなるということが予想されております。

将来に向けて町民の皆さんに対する行政サービスを低下させないため、また、そのために職員が健康で働き続けられるということで、そういう取組を今後も進めてまい

りたいと考えております。

さて、本日御審議頂く議案でございますけれども、専決処分に関する報告承認1件と、専決処分の報告1件、議案といたしましては、消防ポンプ自動車の購入売買契約についてなどの5件を予定しております。

御審議賜りますようお願いを申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

### ◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから本日の会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時09分 再開

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ会議を再開します。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、12番二川靖君、1番早瀬川恵君を指名いたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 本日開催されました第3回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は本日1日間であります。

本日は、任期満了に伴う常任委員の選任、議会運営委員の選任を行います。

次に、報告承認第4号を即決で審議した後、報告第6号の報告を受けます。

次に、議案第62号から議案第66号までを即決で審議いたします。

以上で議会運営委員会の協議の結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 会期決定

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

### ◎ 常任委員の選任

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 常任委員の選任を行います。

本件は現在の常任委員の任期が令和7年5月9日に2年の任期を満了することから改選を行うものであります。

お諮りいたします。

常任委員の選任方法については条例第113条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、従来行ってきた方法は各議員から希望をとり、議長が調整の上、会議に諮って指名する方法をとっておりますが、この方法で御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時12分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

常任委員の選任については、条例第113条第2項の規定により、総務産業常任委

員7名の名前を申し上げます。

井脇昌美君、木村明雄君、田利正文君、矢野利恵子君、多治見亮一君、進藤晴子君、高橋秀樹君。

次に、文教厚生常任委員6名の名前を申し上げます。

榎原深雪君、高橋健一君、二川靖君、川上修一君、早瀬川恵君、細川勉君。

広報広聴常任委員会は、条例第106条第1項第3号の規定により、議長を除く12名の委員とします。

以上のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時19分 休憩

午前10時21分 再開

○副議長（二川靖君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま、総務産業常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申出がありました。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当ではなく、条例第113条第7項の規定により辞任を認めているところでありますので、総務産業常任委員を辞任したいとするものであります。

辞任について許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（二川靖君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員の辞任については、許可することに決定しま

した。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時22分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

総務産業常任委員会委員長に多治見亮一君、副委員長に矢野利恵子君。

文教厚生常任委員会委員長に川上修一君、副委員長に榎原深雪君。

広報広聴常任委員会委員長に田利正文君、副委員長に早瀬川恵君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

### ◎ 議会運営委員の選任

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 議会運営委員の選任を行います。

本件につきましても、先ほどの常任委員の任期同様、令和7年5月9日に任期満了を迎えることから、選任を行うものです。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任については、条例第113条第2項の規定により、木村明雄君、田利正文君、多治見亮一君、川上修一君、進藤晴子君、以上5名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました

5名の方は、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

午前10時42分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に進藤晴子君、副委員長に木村明雄君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

### ◎ 報告承認第4号

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 報告承認第4号専決処分の承認を求めるについて（足寄町税条例の一部を改正する条例）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民・出納課長 金澤眞澄君。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 議案書1ページを御覧願います。

ただいま議題となりました、報告承認第4号専決処分の承認を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので同項第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分書、足寄町税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布、令和7年4月1日から施行され、道路交通法の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴い、足寄町税条例の一部を改正

する必要が生じましたが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和7年3月31日付けで専決処分をしたものでございます。

このたびの改正は法律等の改正にあわせ所要の規定の整備を行うものであるため、改正規定の朗読は省略させていただき、主要な改正点について新旧対照表により御説明申し上げます。

5ページを御覧願います。

第82条及び第89条第2項第5号の改正は、現行の50ccのバイクが令和7年11月の排ガス規制の適合ができず、今後の生産・販売の継続が困難となるため、令和7年4月1日から最高出力を4キロワットに制限された125cc以下の二輪車を、新基準の原動機付自転車として取り扱うこととなり、原動機付自転車の車両区分に新たな区分を設けるものです。

第90条第2項の改正は、マイナ保険証の運用開始に伴い減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備をするものでございます。

7ページを御覧願います。

規則第10条の2の改正は、わがまち特例に係る法改正により引用する条文で項ずれが生じたため、これを改めるものでございます。

第10条の3の改定は、第14項及び第15項をそれぞれ第15項、第16項とし、第13項の次に第14項を加え、大規模修繕が行われた特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定要件に該当すると認める場合には、特例を適用するものでございます。

以上で主要な改正点の説明とさせていただきます。

2ページにお戻りください。

附則としましては、この条例は第1条で令和7年4月1日から施行いたしますが、第2条及び第3条で改正後の規定中、固定資産税及び軽自動車税に係る部分は、令和

7年度以後の年度分の各税に適用し、令和6年度までの各税については、従前の例によるとする経過措置を講じております。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番。

○7番（木村明雄君） ここにですね、今説明がありましたけども、50ccのバイクが乗れなくなるということなんでしょうか。

そして、普通免許では50ccくらいだったわけなんだけど、これについて125ccということはどういうことなんでしょうか。

ちょっと具体的に説明していただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 現行の50ccのバイクは引き続き乗ることができますけれども、令和7年の11月ですか、排ガス規制の強化により新たに50ccのバイクを販売することができないということになりますので、その代わり125ccで4キロワット以下の排気量の車両については、50ccのバイクとして取扱いますよってことですね。

免許区分については、ちょっと確認はできていないんですけども、普通運転免許では運転できないものかと。

すみません、ちょっと確認させていただいていいですか。

○議長（高橋秀樹君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁、住民・出納課長。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） お時間を頂きありがとうございます。勉強不足で誠に申し訳ございません。

新たな基準の二輪車ですね。こちらにつきましては、従来の原付免許でも、普通免許でも運転できるようになっています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第4号専決処分の承認を求ることについて（足寄町税条例の一部改正の条例）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第4号専決処分の承認を求ることについて（足寄町税条例の一部を改正する条例）の件は、原案のとおり承認されました。

## ◎ 報告第6号

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 報告第6号専決処分の報告について〔令和6年度足寄町一般会計補正予算（第18号）〕の件を議題とします。

本件について報告を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） ただいま議題となりました、報告第6号専決処分の報告につきまして、御説明を申し上げます。

9ページをお開き願います。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和7年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを御報告するものでございます。

内容について御説明をさせていただきます。

令和6年度末において町税、地方譲与税、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方交付税等の一般財源が確定し、基金繰入金を変更する予算の補正をする必要が生じたため、町長の専決処分事項の指定について第2項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

専決処分書を御覧ください。

令和6年度足寄町一般会計補正予算（第18号）を地方自治法第108条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分した内容について御説明を申し上げます。

10ページを御覧ください。

令和6年度足寄町一般会計補正予算（第18号）、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億1,399万4,000円とするものでございます。

歳出の補正是ございません。

歳入の主なものについて申し上げますので、16ページをお願いいたします。

第1款町税、第1項町民税におきまして、個人町民税及び法人町民税を合わせて406万1,000円を計上いたしました。

第2款地方譲与税、第1項自動車重量譲与税におきまして、自動車重量譲与税を604万5,000円減額いたしました。

18ページをお願いいたします。

第7款地方消費税交付金におきまして、地方消費税交付金を292万3,000円計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

第8款環境性能割交付金におきまして、

環境性能割交付金を550万5,000円減額いたしました。

第11款地方交付税におきまして、特別地方交付税といたしまして415万6,000円を計上いたしました。

第19款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を205万円減額いたしました。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

### ◎ 議案第62号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 議案第62号消防ポンプ自動車CD-I型（芽登1号）購入売買契約についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。  
総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） ただいま議題となりました、議案第62号消防ポンプ自動車CD-I型（芽登1号）購入売買契約について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書23ページを御覧ください。

令和7年4月24日、財務規則に基づき指名競争入札に付した消防ポンプ自動車CD-I型（芽登1号）の購入につきまして、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、消防ポンプ自動車CD-I型（芽登1号）の購入です。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、3,729万円でございます。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役岩村純一氏でございます。

納入期日につきましては、令和8年3月

31日となってございます。

24ページに外観図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号消防ポンプ自動車CD-I型（芽登1号）購入売買契約についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第62号消防ポンプ自動車CD-I型（芽登1号）購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第63号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 議案第63号足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民・出納課長 金澤眞澄君。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 議案書

25ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第63号足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、減収補填制度を規定している省令のうち、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る総務省令が改正されたことに伴い、本条第1条で引用している地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の条文に相違があつたため、法第3条第2項第1号を法第4条第2項第1号に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用することとしております。

26ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照願います。

以上で、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を採決

します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第63号足寄町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第64号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 議案第64号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民・出納課長 金澤眞澄君。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 議案書27ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第64号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、令和7年2月7日に国民健康保険施行令の一部を改正する政令が公布され、保険料負担の公平性の確保及び中低層所得層の保険料負担軽減を図ることを目的とした賦課限度額の引上げ及び経済動向を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準の見直しが行われ、令和7年4月1日に施行されたこととあわせまして、国民健康保険財政の健全な運営及び保険税負担の適正化を図るため、保険税率の改正をお願いするものです。

本町では、コロナ禍に加え世界情勢の影響を受けた経済の低迷により所得回復には至らず、想定していた税収が大きく下回るとともに、北海道への負担増、人口減等による被保険者の減少など複合的な要因により、令和3年度から北海道に納める納付金と国保税収入の差が大きく、基金を取崩し

て運営している状況にあり、昨年度に税率の見直しを行いましたが単年度収支の赤字に歯止めがかからず、令和6年度についても約2,000万円の基金取崩しを行う予定で、令和6年度末の基金残高は約1,000万円となる見込みです。

本町の保険、国保事業を健全かつ安定的に運営していくためには、被保険者の負担感に配慮しながら、令和12年からの保険料の統一に向け、北海道の運営方針に適切に対応していく必要性があることから、段階的かつ計画的な税率改正を行うものでございます。

なお、国民健康保険税率の改正につきましては、令和7年3月6日に開催されました足寄町国民保険運営協議会に諮問され、適当と答申を受けていますことを申させていただきます。

改め文の朗読は省略させていただき、新旧対照表に沿って御説明させていただきます。

30ページ、31ページを御覧願います。  
改正後の規定を御覧願います。

31ページですね。

第2条第2項の改定は基礎課税額の限度額を、同条第3項の改定は後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げる改正でございます。

第3条の改正は基礎課税額に係る所得割の率を改正し、第4条は被保険者均等割の額を、第5条は世帯別平均割の額を改正するものでございます。

32、33ページを御覧願います。

第6条は後期高齢者支援金等課税額に係る所得割の率を改正し、第7条は被保険者均等割の額を、第7条の2は世帯別平等割の額を改正するものでございます。

第8条は介護納付金等課税額に係る所得割の率を、第9条は被保険者均等割の額、第9条の2は世帯別平等割の額を改正するものでございます。

第23条第1項の改正は第2条の課税限

度額を引用していることから、限度額の改正と基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の均等割額及び平等割を改正することで、7割、5割、2割の軽減額が変わるために、その額の第1号から第3号までを改正するものでございます。

37ページを御覧願います。

同条第2項の改正は未就学児に係る軽減措置について、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、均等割額をそれぞれ改正するものでございます。

28ページにお戻りください。

附則としまして第1条で、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するところですが、第2条において、令和6年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとする経過措置を設けております。

以上で、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番。

○5番（田利正文君） 改正後の保険税が現行と比較してどのようになるのかちょっとお聞きしたいと思います。

以前の私の質問の答弁で町長が保険の負担ができる所得の割合というのは、所得の少なくて負担するのは大変だという方たちと、農業などで所得が比較的多い人たちと二極化しているという答弁がありました。

それにあわせてというのでしょうかね、所得の低い場合と多い場合の、現行と比較してどのくらい、どうなるのかっていうのがもし分かれば教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 世帯それぞれの構成とか所得について、それぞれ

なのですが、例といたしましては所得が70万円程度の2人家庭の場合ですね、こちらの方につきましては、約3,000円程度、年間で上昇する予定になっております。

所得が456万円程度の4人家族となりますと、増額的には4万4,000円程度の増額を見込んでおります。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 5番。

○5番（田利正文君） 今、答弁頂きましたけども、70万とは年間70万ということですか、月70万ですか。所得というの年間70万ですか。

分かりました。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

4番。

○4番（矢野利恵子君） これ、何でも物が値上がりしていくから仕方がないのかなと思うんですけども、国から地方交付税が49億9,000万円も今年来ている。その中の予算をやりくりして、この会計に入れて何とか値上げをすることをやめるっていうことはできなかったのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 地方交付税等で入ってくるお金もあるかと思うんですけども、国民健康保険税に関しましては国民健康保険に加入されている方に対する措置でございますので、他の保険、国民健康保険に加入されていない方も含めた税収から補填するというのは好ましいものだとは考えておりません。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（矢野利恵子君） 社会保険の人もいるけれども、社会保険の人だって年をとったら必ず国民健康保険に移行していく。

そういうことを考えたら、保険の種類が

違うということにはならないと。必ず年をとったら全員国民健康保険に入っていくわけですからね。そこを考えて全体のことを考えてやってほしいなと。

予算の使い方、例えば、平成20年の広報あしょろで足寄町の人口は8,250人。日本人だけで。

ところが、今年、令和7年の3月の広報あしょろによると5,908人。その間何人減っている、約2,300人以上も減っているんですね。2,300人以上も減っているのにもかかわらず、平成20年の職員、正職員は243人。そして、今年何と22人増えて、役場の正職員が265人になっている。

人口がこんなにどんどん減っているのに、正職員だけ増やしていいっていうことにはならないんじゃないかなと。

町民がそれを負担し切れない、地方交付税が49億も来るからそれで負担していくべきいいんだということになるかもしれないけれども、やはり住民の生活をよくすることに使ってほしいなと考えますが、それについてお答え頂きます。

○議長（高橋秀樹君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ちょっと職員の数については少し精査が必要かなというふうに思っておりますけれども、そんなに増えているかっていうところをちょっときちんと精査しなければならないかなというふうに思っております。多分そんなに増えてないというふうに思っています。

それで基本的には先ほど住民・出納課長が申し上げましたとおり、国民健康保険に入っている方たちの負担によって国民健康保険が動いているという形になっていまして、そのほかに国からだとか、いろんな交付金だとかが入ってくるわけですけども、そういう中で、国民健康保険のこの制度が成り立っているということになっています。

そういうことでいくと、基本的には受益者負担といいますか、国民健康保険に

入っている方たちの負担金の中でまかなくていくことが原則であります。

そういう中でやっていくということになりますけども、平成30年に国民健康保険の制度が、今までそれぞれの自治体でやっていたものが、北海道という一つの単位になって行われてきているという具合に制度が変わってきています。

そういう中で令和12年には、北海道のどこにいても保険料率といいますか、負担といるのは同じになるという形に変わってくるという状況になっています。

そういう中では、足寄町は今どのぐらいの位置にいるかっていうのはちょっとよく分かりませんけれども、やはり最終的に令和12年になると、どこに住んでいても、北海道の中であれば保険料率は同じになってしまいますということになりますので、足寄町だけが特に低くしていって、例えば引っ越ししてほかの町に行ったときに急に上がるということにもなりませんし、そこはやはり同じような税率を使っていかなければならなくなるんだろうなと思います。

最終的に令和12年になったときに、保険税率がどのぐらいになって、住民の方たちもそれ所得に応じての負担になりますし、家族の数だとかいろいろと条件が変わるので、一律にこうですっていうところは言えないところでありますけれども、やはりいろんな段階だとか、人それぞれの条件がある中で、やっぱり一定程度国というか道の保険税率にあわせていくような形に持っていくかなければならないのかなというふうに思っています。

それはずっと低く抑えていて、いきなり令和12年になったからどんどん高くなるようだとかっていうのは、あるいはそのときそのときのですね、負担の割合がぐんと大きくなるといったところではですね、住民の方たちの負担感といるのはすごく大きくなるだろうなというふうに考えておりまして、できるだけなだらかに、令和12年の

統一された税率に持っていくような形にしていくのがいいのかなというふうに考えておりまして、ちょっと毎年毎年で大変申し訳ありませんけれども、少しずつ税率を改正しているという状況であります。

そういった中では、それぞれのいろんな方たちがいらっしゃる中で、負担感がなるべく少ないような形で、だけども令和12年にはそこに到達していけるようになっていくことで考えながら、税率を調整しながらですね、毎年少しずつ上げさせていただいているというのが今の実態であります。

令和6年も、全体として単年度収支的には赤字になったということで、先ほど住民・出納課長から申し上げましたように、その分は基金を使ってということになってきているんですが、基金の残高も既にかなり少なくなってきてまして、来年税率を上げないでそのままやっていくと基金自体もなくなってしまう。

今回税率を上げて、それがちゃんとうまく収入にはね返ってきて、収支のバランスをとったときに本当に黒字になるかどうかっていうのもですね、なかなか難しいところがあります。

今まで、なるべく収支のバランスがよくなるようにということで少しずつ税率を上げてきていますけれども、その中でもその年の状況によってはですね、やはり単年度収支でいくと赤字になって基金を取崩してという形に、ここ何年かそんな形ですね、少し上げさせてもらって、何とかこれでバランスとれるかなと思ったけれども、やっぱり最終的には赤字になり、赤字になるっていうか、足りなくなってですね、基金を取崩ししなければならないというのが実態であります。

それじゃあ基金をどんどん積んで、基金を町で取崩していくって形でやっていってはいいんじゃないかなって話にもなるわけでありますけれども、やはり基金というのは法定外の収入ということになってですね、

そうすると、保険者の努力支援の点数というのは、支援の交付金をもらうその点数というのが下がって、交付金が少なくなってくるということで、町から基金をどんどん繰入れてやればいいんじゃない、という声もあるかもしれません、そうするとそのことによって足寄町に入ってくる交付金自体も少なくなると。少なくなるし、町からも出さなければならぬということで、二重の負担にもなっていくという形になるという具合に聞いておりますので、なるべく受益者負担といいますか、国民健康保険に入っている人たちの保険料を少しずつ調整しながら、その中で収支のバランスがとれるような形ですね、取組を進めていければいいなというふうに考えているところであります。

そういうこともあってですね、去年もたしか値上げ、値上げというか税率を上げさせていただきまして、今年もまた、税率を上げるということになっていますけれども、まだもうしばらくですね、今年税率上げたことによってちゃんと収支のバランスがとれればいいんですけども、また取れなければ基金の取崩しだとかってなると、本当に基金自体がなくなってしまうという状況にも陥りかねないというふうに考えておりますので、なるべくいい方法を考えながら、やむなく法定外の基金繰入れだとかっていうのにもなるのかもしれませんけど、もしかするとですね、なるべくそういう形になると、町の負担もさらに大きくなるということもあってですね、なるべくそういう形にならないような形で取組を進めていきたいなというふうに思っておりますので、御理解頂ければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番。

○4番（矢野利恵子君） 職員の数、よく把握していないようですので、平成24年に広報あしょろの中に入ってきた職員の名前が、全部正職員は名前全部出ますよね。

それで兼務というのを減らして、そして三役、町長、副町長、教育長の3人を抜かした正職員の数が243人、そして、今年はその三役を抜かした正職員が265人です。

ここ、なんかそんなに増えてないと思うということなんですか、名前がちゃんと載っているので、それで数を調べれば分かることですので、その点もちゃんと職員の数を把握して、町の予算を組立ててもらいたい、そう思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 多分、機構改革の広報で4月号に入っているやつですか。想像するには消防課の職員が役場のほうで今回は書いていたり、それが池北三町行政事務組合だったりというところで、ダブルカウントじゃないけれどそっちの方が増えたのかなというふうに想像はするんですけど、具体的なところは矢野議員さんが正解なのか私どもの捉えるところが正解なのか、もう一度きちんと、矢野議員さんがどの紙でどういうカウントをされたかというのを教えていただいて、そういう捉えなんですねということをきちんと、職員が増えたというのは私どもイメージがないので、きっちり精査して確認させていただきたいと思いますので、また後日資料提供を頂きたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

5番。

○5番（田利正文君） 今回の条例改正で、国保会計全体で増額になる額ってどのぐらいですか。現行と比べて。分かりやすく。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 今回の税率改正で増額になる予定は約990万円

でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番。

○5番（田利正文君） 以前の一般質問での町長の答弁なんですけども、一般会計から繰入れ、今町長話していました。それについて、各自治体で判断していただくと、制度によって禁止することは考えてないという政府答弁だというようなことを私ちょっと紹介したことがあるんですけどね、それらを含めて、何点か紹介したんですけども、そのときに町長がですね、いろいろ指摘ありましたと、解消すべき赤字なのかどうかも含めて少し調査させていただきたいというふうに言われていました。

その結果、調査した結果として今の答弁ということでいいんでしょうか。つまり、一般会計から繰入れなんてことは今のところはできないという結論に達したということでおいいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたけれども、要するに法定外で国民健康保険事業会計にお金を入れるということになると、先ほど言いましたように法定外収入という形になってですね、いろいろと昔、ペナルティというか、そういうことで、交付金のほうが少し減るだとかというような形だとか、それからいろんな指導だとか、税率をちゃんと上げなさいっていう指導だとか、そういったものも入ってくるというようなことを聞いております。

そういうことを考えていくと、基本的にはやっぱり一般会計のほうから国民健康保険事業会計のほうにですね、お金を入れるということはですね、あまり好ましい話ではないということなんだというふうに思っています。ですので、ただ、なるべく町民の方たちの負担を増やさないためにどうしていくのかということは考えていかなければなりませんけれども、ただ、簡単にそういう形である程度いろんなことが起きてくることもありますので、先ほども言

いましたように基本的には余り好ましいことではないなというように考えているところであります。

なるべく町民の方たちの、国民健康保険に入っている方たちの負担を増やさないような形ですね、少しずつ最終的な到達点、なかなかその到達点がちょっと見えてないところもあってですね、どう税率を上げていったらいいのかって言ったらちょっと見えないところもあるんですけども、なるべく毎年毎年、今の物価の高騰だとか、そういうことで非常に町民の方たちの負担の大きい中で、また国保税の税率アップといったところではですね、非常にさらにまた負担が増えるということにもなるわけで、なるべく下げたいところではあるわけですけれども、なるべくそういうことがないよう、毎年毎年の調整を図りながら、なるべく負担が少ない形でやっていけたらいいなと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番。

○5番（田利正文君） 町長の答弁はよく分かるんです。そして例えば、今の国保会計をね、運営していくためにどうしなきやならないかって分かるんですけども、前回の時に町長とやりとりした中身でね、そこは一致するんです。

だけど、受益者負担だというふうに町長今言われていましたよね。本来はそうじゃなくて社会保障なんですね、国保も。だから1961年に社会保障制度が、社会保障制度審議会か。そのときに、国保ができたときに、構成員の関係から見ても、国庫からきちんとある程度の額を入れなきや駄目だというふうに、勧告というんですか、しているんですよね。そこが出発点なんで。それを削ってきていますよね。そんなのがあるものだから大変だと分かるんだけど、前回のときに第77条に基づいて条例減免もできると。それについては今町長が言ったように、赤字だというふうにしないとい

う答弁もあるんです。国会の中で。それ多分今でも生きていると思うんですよ。それが今回現時点でききているか、ちょっと私確認しないでききましたけどもね、そのところで調べていただきたいという思いがあった。町長前回調べるって言ったから。調べた結果それで間違いないか、どっちかを知りたかったんですよ。であれば、もし本当に赤字扱いだとかしないというのであれば、本当に低所得者のために国保税を上げないで、本当に上げ幅をもっと下げていただいてってことができるんじゃないかという思いがあるものですから、それでそのところ確認していただけたかっていうことをお聞きしたかったんですけど。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 基本的には先ほども申し上げましたけども、赤字補填っていう部分は余り好ましい話ではないというの間違いません。

ただやっぱりちょっとグレーなところもあったりするのは確かにありますよね。そういうグレーなところをどう使うのかというところも確かにあるかもしれませんけれども、できる限り、後でグレーな部分で御指摘がされて、これはやっぱり返さなきやならないだとかっていうようなことになってしま困るという部分もあるので、やはりなるべくきちんとクリアな部分でできればというふうに思っています。

やはり基本的には交付金があって、国とかからお金が入ってきてるわけですから、言わのように社会保障でありますから、国がもっときちんと保障の部分をきちんと拡大をして、そしてあとそれと受益者負担。社会保険もそうですよね。結局会社が持つと、それから受益者で持つっていう形でやっていますけども。だから、そういう意味では国がもっと、要するに先ほどもお話をありましたけど、高齢者の方が多くなってきて所得が少なくなった人たちが多くなるわけですから、国民健康保険に入る方た

ちの多くが年金だとかそういうのを受給しながらということになっていくわけですので、やはり国からの交付金だとか、そういうのをやっぱりきちんと入れていただくっていうのが一番、国保会計を健全に運営していくためにはそのことが一番いいのかなというふうに思っています。

基本的に先ほど言ったような形で赤字部分の補償というのは基本的には駄目ですやっていうところだと思います。それをやることによって、交付金が減らされたりだとかしていくという、そういう方向になっていくと。そうするとやっぱり、町としての負担というのは、二重に、交付金は減る、町からの一般会計の負担も入れなければならないという形になるので、非常に町の財政的なことを考えると、あまり好ましいことではないのかなと。若干グレーな部分もあるので、そういうところはなるべく使わないでもできるような形でやれたらいいなと考えているところであります。

ということで御理解頂ければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番。

○5番（田利正文君） 町長が今言われたとおり、すごいグレーな部分での文書、通告が来ているんですね、厚生労働省から。それを読んだら、自治体の担当者が読んでもこれ駄目なんだと。赤字に捉えられてペナルティかかるんだよというふうに、捉えられるっていうふうにありましたよね。だけど実際には担当課長に、国会で来てもらって話を聞いたら違うって。そういうふうに言つていませんというふうに答弁しているんですよね。そのことが生きているんだと私思っていましたから。それで、町長が調べるって言わっていましたので、調べてくれた上で、そこを使えるならば、本当に。年収70万ですよ。70万の方に3,000円さらに負担しろって、私は酷だと思うんですけどね。

そんなこともあるものですから、きっちと調べた上で、できるものは本当に一般会計から繰入れしてでも国保税を現状維持、少なくともできれば下げていただきたいという思いがあるものですから、そのところ、しつこくまた聞いています。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今回もそういうことも含めて検討しながら、審議会にも諮り、こういう形で少しまた税率のアップをしたいんだけれどもということで審議会の中でも諮らせていただいて、こういう形になったということありますので。今後に向けてはですね、そういうところも含めてできるかどうか分かりませんけども、最終的にはやっぱり北海道一律の税率だとかってだんだんなっていきますので、足寄町だけ低く抑えてっていうことにやっぱりならないというふうに思っています。ですから令和12年に北海道どこの町でも同じような税率になりますよというところがありますので、最終的にはそこに持っていくかざるを得ないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

10番。

○10番（進藤晴子君） 前回も私質問したと思うんですが、さっき町長がおっしゃられていきました、天井が分からないと。それはよく分かるんですが、国の動向を見ていますと、国民皆保険、1961年、先ほど田利議員が言っていましたけど、そこから始まつたものもう揺らいできてしまつていると、皆さん御承知のとおりで、それを広域化して補っていこうって、国のほうも去年スピードアップしろというような何か出ていましたけども、北海道も動いています。令和12年度に向けてですね、今各179市町村の税、保険料の額はもうナンバリングされていると思うんです。足寄町

がどこにあるか分かりませんけど。それと道民ですね、道民の人数がどのくらい減るってもう試算もできている中ですね、もう絶対見通しはできていると思うんですよ。

保険税率がどのくらいになるのかということは、道は全く示してないんですか。明らかに予測が立つと私は思うんですが。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長、答弁。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 道のほうでは、毎年標準課税率を示させていただいている。近年の提示されている標準課税率と今回改正後の足寄町の税率はかなり近いものになっている状況にあります。

以上です。

ごめんなさい。

令和12年になると最終的にどれくらいになるかというのはまだ分からぬところではあるんですけども、道の示している標準税率に近いようにしていくのが、負担を考えながら税率の変更をかけていくというのがいいのかと思っています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

毎年毎年道が示した標準課税の税金、保険料ですね、それにあわせていくということですね。

ちなみに、今どのくらい違うんですか。下ですか、上ですか。

○議長（高橋秀樹君） 住民・出納課長。

○住民・出納課長（金澤眞澄君） 若干下回っているというふうに聞いております。

○議長（高橋秀樹君） 10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

若干下回っているくらいをずっと続けていきながら、令和12年を迎えるということですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番。

○5番（田利正文君） 国保税はほかの一般の国保と比べて約倍ですね。言わば保険税が。それはすごく大変だということは、前回私が一般質問をしたときでも、足寄町の場合でも同じだということ分かりました。

それで、こんな物価高が続く中で町長が言われる農業者などの一定程度収入のある方、負担能力のある方はまだしもですよ、年収70万の人たちが上がるということは大変だと思うんですね。そこを何とか回避する必要があるというふうに私は思っているものですから。基本的には町長が言われたように何と言うんでしょうか、国保の問題は全国知事会が言っていたように構造問題があると、今言われた中身ですね。それから国が1兆円投入して初めて、ほかの一般保険料と同じ額になるんだっていう話になっているわけですから。そこはクリアしなきゃ町がなんぼ努力しても難しいっていうのは分かるんですよ。分かりますけども、町民の暮らしを守るためにやっぱりるべき手が打てないかっていう考えがあるものですからね、今の状況の中で値上げすることには反対をしたいというふうに思います。

○議長（高橋秀樹君） 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋秀樹君） ほかに討論ありませんか。

反対討論の発言を許します。

4番。

○4番（矢野利恵子君） この改正によって最高限度額は109万円になると。

そしてその最高限度額を払う家というの

は約70件あって、そのほとんどが農家、90%以上が農家だ、そんな農家、今大変だって言っているときに、やはり農家に負担を強いるようなこの値上げというのはいかがなものかなと。足寄町の魅力として一般会計から繰入れて、国民健康保険税を下げるという形でやっていってもらいたい。

そういうことから農家に大きな負担をかける改正に反対いたします。

○議長（高橋秀樹君） 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋秀樹君） ほかに討論ありませんか。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第64号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋秀樹君） 少々お待ちください。

1番から3番まで起立、4番5番を除いて6番から12番まで起立。

賛成多数です。

したがって、議案第64号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

午後0時03分 休憩  
午後1時00分 再開

## ◎ 議案第65号

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第10 議案第65号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 佐々木康仁君。

○総務課長（佐々木康仁君） ただいま議題となりました、議案第65号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

令和7年度足寄町一般会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億674万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第4項病院費、第1目病院費におきまして、国民健康保険病院の給水ポンプ更新工事に係る建設改良経費出資金といたしまして、154万5,000円を計上いたしました。

次に歳入について申し上げます。

第19款繰入金におきまして、財源調整のため財政調整基金繰入金37万2,000円を計上いたしました。

第22款町債、第1項町債、第3目過疎対策事業債におきまして、病院事業債といたしまして150万円を計上いたしました。  
3ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正といたしまして、事業の円滑な執行のため来年度以降におけるソフトウェア使用料1件の追加をお願いいたしました。

第3表地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

以上で議案第65号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8ページをお開きください。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 3ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正、追加1件、質疑はございませんか。

7番。

○7番（木村明雄君） 債務負担行為のソフトウェアの使用料について、これは8年から12年までの4年間なんですけども、ここで561万円ずつ毎年かかっていくのかどうなのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） このソフトウェアの使用料につきましては、現在使っておりますオフィス2019のサポートが本年10月に終了することになっておりますので、マイクロソフト365というソフトウェアに切り替えるということで計上をしております。令和8年度から12年度までの5年間、この金額で債務負担行為をさせていただいて、支出していくということになります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋秀樹君） 7番。

○7番（木村明雄君） 今年の10月の15日頃でしたか。ソフトウェアが変わることを聞いたわけなんだけどね、この次はどんなようなソフトウェアに変わるのが、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 丸山副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 今年11月に変わるのはOS、オペレーションシステム、コンピュータの、木村議員さんなら御存じのとおり、基本的な情報のやりとりをする中心となるシステムでございまして、こちらのオフィス365は、いわゆる事務ソフトが統合されたもので、オフィスで言えば

ワードですかエクセルですかパワーポイント、あとアウトロックですか、業務をするためのソフトでございまして、それを毎年561万、サブスクリプションという形でお支払いするというもので、OSとはまた別のもので、OSについては順次ウィンドウズ11のほうに切替えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 同じく3ページ、第3表地方債補正変更1件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第65号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第66号

○議長（高橋秀樹君） 日程第11 議案第66号令和7年度足寄町国民健康保険病

院事業会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

病院事務長 原田慎一君。

○病院事務長（原田慎一君） ただいま議題となりました、議案第66号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり11ページをお願いいたします。

第2条関係でございますが、資本的収入に314万5,000円を補正し、資本的収入の予定額を8,811万1,000円に、資本的支出に319万円を補正し、資本的支出の予定額を1億1,756万4,000円にお願いするものでございます。また、予算第4条本文括弧書きに定めた資本的収入及び支出に係る収支不足額2,940万8,000円を2,945万3,000円に改め、資本的収入及び支出に係る収支不足額について、過年度分損益勘定留保資金をもって補填し、収入の均衡を図るものでございます。

第3条関係でございますが、予算第5条に定めた企業債の限度額に、病院機械設備更新事業として160万円の追加をお願いするものでございます。

次に14ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の補正内容でございますけれども、支出におきまして加圧給水ポンプ更新工事に係る建設改良費として319万円を、また収入につきましては当該経費に係る負担区分に基づき、企業債として160万円、及び一般会計出資金として154万5,000円の計上をお願いいたしました。

以上のとおり、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

14ページ、資本的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋秀樹君） 11ページにお戻りください。

第3条、予算第5条に定めた企業債追加1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第66号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 閉会宣言

○議長（高橋秀樹君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第3回足寄町議会臨時会を閉会いたしました。

午後1時12分 閉会

令和 7 年第 3 回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員